

令和 5 年 6 月 7 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

6月7日（初日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第2号 令和4年度南知多町一般会計予算繰越明許費について
- 日程第5 議案第34号 損害賠償の額の決定及び和解について（日間賀小学校体育館における児童の転倒事故）（追認）
- 日程第6 議案第35号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 議案第36号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 議案第37号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 議案第38号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第10 議案第39号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第40号 南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第41号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第42号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 請願第2号 「唯一の戦争被爆国の政府として核兵器禁止条約へ署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏子	2番	山本	優作
3番	鈴木	浩二	4番	片山	陽市
5番	小嶋	完作	6番	内田	保
7番	石垣	菊蔵	8番	服部	光男
9番	藤井	満久	10番	吉原	一治
11番	榎戸	陵友	12番	石黒	充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
総 務 部 長	大 岩 幹 治	総 務 課 長	坂 口 増 和
防災危機管理室長	石 黒 俊 光	税 務 課 長	内 田 純 慈
企画財政課長	滝 本 功	成長戦略室長	山 本 剛 資
建設経済部長	滝 本 恭 史	建 設 課 長	山 本 剛
産業振興課長	奥 川 広 康	水 道 課 長	山 下 哲 矢
厚生部長	相 川 和 英	住 民 福 祉 課 長	田 中 直 之
保険年金室長	山 下 忠 仁	環 境 課 長	富 田 和 彦
健康介護課長	坂 本 有 二	健康子育て室長	大久保 美 保
教 育 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 淳 二
学校教育課長	鈴 木 和 芳	社 会 教 育 課 長	森 崇 史
学 校 給 食 センター所長	宮 地 利 佳	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 達 也	書 記	松 本 満 砂
--------	---------	-----	---------

[開会 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多忙の中を6月定例町議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、6月、水無月は1年の折り返しの季節です。今日は晴れておりますが、梅雨の真ただ中、夏ばてなどの体の不調を感じ始めるときでもあります。半年頑張った自分をねぎらい、一息つき、雨に映えるアジサイの花に目を向け、季節の変化を感じる、そんな小休止をして、残りの半年に向け気持ちをリフレッシュしたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付しております。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際してはマスクを外し発言をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、山本優作議員、3番、鈴木浩二議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

おはようございます。

本日ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、この4月から町内4中学校が統合し、新たに開講しました南知多中学校につきまして報告させていただきます。

開校後2か月が経過しましたが、学校生活はおおむね順調にスタートしております。生徒や保護者の方からは、友達が増えてうれしい、統合に不安だったが、子どもたちが元気に学校へ通っているからよかったなどの声を多くいただき、町としましても安堵しているところでございます。

しかしながら、実際にスタートをしますと、悪天候時の船の対応、休日部活動の交通手段や活動場所の問題など新たな課題が見つかり、またコミュニティ・スクールの設立、部活動の地域移行など、今後解決すべき課題もございますので、対応を検討しておるところでございます。

開校からまだ2か月という時期でもあり、不安を抱えている子どもたちがいるかもしれません。子どもたちに安心して登校していただけるよう、今後も皆様の声をお聞きし、対応してまいりたいと考えております。

次に、師崎港観光センター周辺整備運営事業について、進捗状況を報告させていただきます。

師崎港観光センター周辺整備運営事業につきましては、師崎港観光センターなどの観光拠点などを再整備すると同時に、町の負担軽減、周辺道路の渋滞解消、地域住民と観光客の利便性の向上を目指し、PFI事業として取り組んでいるところでございます。

令和5年3月15日に事業者から本事業への入札参加表明がなされ、5月12日には事業内容についての提案がございました。

今後は、選定委員会において事業者の選定を行い、6月中旬に事業者を決定する予定となっておりますので、引き続き本事業についての御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症につきまして報告させていただきます。

5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、基本的な感染症対策については、行政が様々な要請、関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、町民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わっております。

役場内におきましても、職員の執務中のマスク着用は個人の判断に委ねることとし、窓口及び事務机に設置していたパーティションは撤去するなど、感染症対策を変更しております。

今後も町といたしましては、経済的・社会的な合理性を考慮の上、5月に開始しましたワクチン接種をはじめ、必要な感染症対策を講じてまいりますので、御協力をお願いいたします。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告1件及び損害賠償の額の決定及び和解についてをはじめ9議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第2号の令和4年度南知多町一般会計予算繰越明許費につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

議案第34号の損害賠償の額の決定及び和解につきましては、南知多町立日間賀小学校体育館内で発生した児童の転倒事故による損害賠償の額を決定し、和解することについて

て、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、追認の議決をお願いするものであります。

本案件につきましては、令和5年3月30日付で損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行い、直近の議会であった令和5年4月14日開催の臨時会にて報告を行っておりますが、損害賠償の額が50万円以上であったため、専決処分ではなく、議会の議決を得る必要がありました。地方自治法違反に当たる事務処理となってしまい、大変申し訳ございませんでした。

今後の対策として、このような事務処理が起らぬよう法令遵守の徹底を指導するとともに、関係職員の処分を行っております。

議案第35号から議案第37号の人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員5名のうち3名の方が令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として3名の方を法務大臣に推薦したいため、議会の意見を求めるものであります。

議案第38号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち1名の方が令和5年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命同意をお願いするものであります。

議案第39号の南知多町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたこと及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が令和6年1月1日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第40号の南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例を廃止する条例につきましては、令和5年4月1日から南知多町漁業集落排水事業に公営企業会計が適用され、南知多町漁業集落排水事業の財源として、南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金の全額を取り崩したため、現行条例を廃止するものであります。

議案第41号は、令和5年度南知多町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,256万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,605万6,000円とするものであります。

議案第42号は、令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的収入の予定額を29万7,000円増額し、7億1,137万9,000円に、

また収益的支出の予定額を29万7,000円増額し、6億9,210万4,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第2号 令和4年度南知多町一般会計予算繰越明許費について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、報告第2号 令和4年度南知多町一般会計予算繰越明許費についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、報告第2号 令和4年度南知多町一般会計予算繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

データの4ページ、令和4年度南知多町繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

令和5年3月議会定例会で、繰越明許費の補正措置を御可決、御承認いただきました8事業において、年度内に完了ができないため、記載のとおり令和5年度に繰越しをいたしましたので、報告をするものであります。

繰越しをいたしました事業は、戸籍情報システム改修業務委託事業、経営体育成支援事業、水産業強化対策整備事業、漁港施設整備事業、師崎港観光センター周辺整備事業アドバイザー事業、道路橋りょう維持補修事業、スクールバス購入事業、道路橋りょう施設災害復旧事業の8事業であります。

翌年度繰越額は、表の一番下の欄、合計の左から2つ目ではありますが、8事業で3億8,496万9,000円であります。

その財源は、国庫支出金2,450万4,000円、県支出金3億1,653万9,000円、町債1,690万円及び一般財源2,702万6,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

**日程第5 議案第34号 損害賠償の額の決定及び和解について（日間賀小学校体育館
における児童の転倒事故）（追認）**

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、議案第34号 損害賠償の額の決定及び和解について（日間賀小学校体育館
における児童の転倒事故）（追認）についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第34号 損害賠償の額の決定及び和解について（追認）につきまして
御説明を申し上げます。

データの5ページを御覧ください。

本案件は、先ほど町長が提出案件の概要説明でも申し上げましたが、去る4月14日
に行われた令和5年第3回南知多町議会臨時議会において、専決の報告をさせていただきました
案件でございます。

損害賠償の額の決定及び和解につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第
13号の規定により、議会の議決を経なければならないこととされておりますが、同法第
180条第1項において、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議
決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にする
ことができるとしております。

本町におきましては、この規定により1件50万円以下の損害賠償の額の決定及び和解
について専決ができるとしております。

今回の案件は、損害賠償の額が50万円を超えておりますので、本来であれば議会の議
決を必要とするものでございますが、条文の失念及び確認不足により、専決処分ができ
るものと判断し、議会の議決を得ず専決処分を行ってしまいましたので、改めまして、
南知多町立日間賀小学校体育館内で発生した児童の転倒事故による損害賠償の額の決定
及び和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議
会の議決をお願いするものであります。

本案件の内容につきまして説明させていただきます。

1の相手方は記載のとおりです。

2の事故の概要ですが、平成24年5月9日午前10時40分頃、日間賀小学校体育館において、放課時間中に当時小学校3年生の相手方児童が友人2人と追いかけてっこをしていたところ、床が雨漏りでぬれていたため、足を滑らせて転倒した際、顔面を床に打ちつけ、前歯の外傷性脱臼及び歯槽骨を骨折する事故となったものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容ですが、損害賠償の額は68万6,110円で、相手方に対し、事故に係る治療費等としてこの損害賠償の額を支払うものです。

以上で説明を終わりますが、今後はこのようなことがないように法令を遵守し、十分に注意してまいります。誠に申し訳ありませんでした。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今回、専決処分をしてしまったということで、追認議案としておわびも含めて表明がありました。そういう点は率直に受け止めたいと思います。

やはり議会と、それから町側の緊張関係が、専決処分は本来はしなくていいと、しないでやはりしっかりとした形での話し合いをしながら町運営をしていくというのが基本だというふうに思います。どうしても仕方ない場合については、今回のように50万円以上という形で、もう既にこの議会の中で議決されているわけですけど、そこら辺のところについて慎重に今後も守っていただきたいと思います。

この損害賠償の件について私も賛成するわけですが、1点質問をいたします。

先ほど町長も含めて処分をしたと、この処分内容について、ホームページや、それから広報においてきちっと公表するかどうか、これをお答えください。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

懲戒処分は、一般的にホームページ等で公表しておりますが、今回でございますけれども、訓告処分、口頭注意ということでございますので、訓告処分については公表はしてございませんのでお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第35号 人権擁護委員の推薦について

日程第7 議案第36号 人権擁護委員の推薦について

日程第8 議案第37号 人権擁護委員の推薦について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第35号 人権擁護委員の推薦についてから日程第8、議案第37号 人権擁護委員の推薦についてまでの3件は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第35号、36号、37号、人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いて、候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより、同大臣から委嘱されるものでございます。

今回、5名の委員のうち、豊浜地区の澤田幸蔵さん、師崎地区の山本安子さん及び篠

島地区の小久保道隆さんの3人が令和5年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、澤田幸藏さん及び山本安子さんは再任で、また小久保道隆さんの後任として辻真理子さんを法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第35号、澤田幸藏さんは、昭和43年4月1日より南知多町役場職員として勤務され、平成22年3月31日に退職されました。同年4月1日から豊浜商工会事務局長に就任され、平成28年3月31日まで務められました。さらに、本町体育協会豊浜支部長や豊浜地区初神区長を歴任され、平成29年10月1日から人権擁護委員を務められ現在に至ります。

議案第36号、山本安子さんは、昭和53年4月1日より南知多町立保育所保育士として勤務され、平成24年3月31日に退職されました。在職中は愛知県指導保育士連絡協議会の役員等を歴任され、平成26年10月1日から人権擁護委員を務められ、現在に至ります。

議案第37号、辻真理子さんは、篠島小学校PTA副会長や愛知県漁協女性部連絡協議会副会長を歴任されております。

3名の方は、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任であると考えています。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第35号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

これより議案第36号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略し、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第9 議案第38号 教育委員会委員の任命同意について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第9、議案第38号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(石黒和彦君)

議案第38号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員5名のうち、大字日間賀島の坂口薫史さんが令和5年7月14日をもって4年間の任期が満了となります。

つきましては、坂口薫史さんの後任として、鈴木理さんを任命したいと存じます。

鈴木理さんは、人格、識見に優れ、教育に関して熱意のある方でありますので、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

鈴木理さんは、地元にて長く旅館業を営まれており、令和3年度から2年間、地元地区の区会議員として、また令和3年度から現在まで地元商工会の理事として、日間賀島の地域振興の向上に貢献されておられます。

なお、鈴木理さんの任期は令和5年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第10 議案第39号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第39号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第39号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ、15ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたこと及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が令和6年1月1日に施行されることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。

(1)の個人の町民税関係は、令和6年度に森林環境税の課税が開始されることに伴う改正で、第33条の9、第37条、第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6関係であります。

イ、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う改正で、第35条の3の2関係であります。

(2)の軽自動車税関係は、ア、特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）の車両区分創設に伴う改正で、第75条関係であります。

イ、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる改正で、附則第15条の2及び第16条の2関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は、この条例は、令和5年7月1日から施行となります。ただし次のア及びイに掲げる規定は、当該各規定に定める日から施行となります。

ア、第33条の9第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに附則第2条第1

項並びに附則第3条第1項、こちらは、この条例による改正後の南知多町税条例附則第16条の2第3項に係る部分に限ります。及び第2項の規定は令和6年1月1日施行とし、イ、第35条の3の2の改正規定及び附則第2条第2項の規定は令和7年1月1日施行となります。

(2)で町民税に関する経過措置、(3)で軽自動車税に関する経過措置について定めています。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

森林環境税のほうで3点、それから軽自動車税について3点お聞きします。

既に税務課長さんとちょっとお話しさせていただいておりますが、これだけの説明では分かりにくいので確認したいと思います。

特に森林環境税については、令和6年度から国内に住居を有する個人に対して課税される国税であり、市町村においては、個人住民税の均等割と合わせて1人年額1,000円課税されます。その税収は、基本的には市町村に返ってくることと聞いております。

それで質問いたします。

1点目、森林環境税は、国が言っているように1,000円を均等割として加算するものと考えていいか。そして、令和6年度からは、この税の導入で環境譲与税が広がると思うんですが、今現在170万円ぐらいあります。170万円以上大きく増えるものと考えていいのか、これが1点目。

2点目、基金を環境譲与税で既に令和3年度からつくっております。4年の譲与税が分からないので、3年、4年で基金の額は今どれだけになっているのか。

3点目、平成31年度の元年度からこの譲与税が来ているわけですが、そのときには、

いわゆる森林を増やしていくと、いい名目です。それで、元年度は82万円、令和2年度は174万6,000円、令和3年度は166万8,000円としております。元年度と2年分については日間賀小学校の図工室や美術室で使ったという、そういうような報告があったと思いますが、基金だけにためておくのはいかんと思いますので、この利用について、日間賀小学校の図工室に使うとはとかそういうことはありましたけれど、今後の計画についてありましたら教えてください。

3点目、軽自動車税の関係についてお聞きします。

今回、非常に問題がある電動キックボード、ヘルメットもなしで公道を走らせて、自転車道も走れると。16歳以上ですけれど、要するに免許なしで走れるような国の法律改正になっちゃったんですね。それで、極めて安全性が問題になっていくと予想されますが、とりあえず税制の問題としてお聞きします。

1つ目は、電動キックボードの軽自動車税は、50ccと同じく2,000円で間違いないか。

2つ目、電動キックボードのナンバープレートの交付証明のときに、南知多町に2,000円の税金を支払って、そのナンバープレートを交付するのかどうか。

3つ目、令和3年度の50cc以下の台数は、昨年度の決算を見てもと1,935台だそうです。令和4年度までに、バイクではなくて、既に電動キックボードが導入されていますので、電動キックボードとして2,000円の税金を払っていた台数は、今もそうですけど、台数は何台あるのか。そして、新旧対照表には3,700円と書いてあるんですが、これは課長さんの説明でよく分かりましたけれど、いわゆるミニカー扱いの電動キックボードもあるそうなのであります。ひょっとして南知多町においても3,700円払っていたミニカー扱いの電動キックボードはあったのかなかったのか、それについてこの3点、それぞれの税改正についての質疑をいたしたいと思います。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

令和6年度から始まる森林環境譲与税について、これまでの170万円という譲与税から額が増えるのかという御質問に対してですが、まず令和3年度が166万8,000円、令和4年度の今の見込み、まだ決算が終わっていませんけれども、ただいまの見込みが205万6,000円です。そして令和5年度では、これも220万円として今当初予算を組んでおります。さらに令和6年度につきましては、国のほうの譲与税の分配する額が600億

円を見込んでおりました、そこで少し、若干増えるというところで、今240万円を見込んでおります。

ということで、1番から2番の質問が一緒になってしまいますけれども、まず3年度、4年度で基金のほうは372万4,000円です。これに若干の運用益といいますか利息分を含めまして、基金のほうは372万5,000円となっております。

それで、5年度からさらにこの9年度分まで、9年度に新中学校を建設する予定が入ってまいりますので、その段階で新中学校の備品として木材製品とかの購入を考えておりますので、そのときにはこの基金を取り崩してそういったものに充てるということで、その段階で基金が1,552万4,000円ほどになるかを見込んでおります。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

それでは、軽自動車税関係の質問に対して回答させていただきます。

まず、今回の改正にありました電動式キックボードの税額は2,000円でよいかという質問だと思うんですが、今回規定されたのは、一定の要件を満たす電動キックボード等ということでありまして、この要件というのが電動機の定格出力が0.5キロワット以下であって、長さ1.9メートル、幅0.6メートル以下かつ最高速度20キロメートル以下のものがこちらの特定小型原動機付自転車と定義されますので、条例で定めておりますのは0.6キロワット以下のものは年額2,000円ということですので、通常のもは2,000円になりますが、仮に0.6キロワット以上であって出力が大きい電動キックボードができた場合は2,000円ではなく、例えば年額3,700円ですとか、そういったふうになることもあり得ます。

次に、この特定小型原動機付自転車のナンバープレートの交付につきましては、こちらを購入、取得した場合は町に軽自動車税種別割の申告書兼標識交付申請書を提出いただくことになっておりますので、この標識を提出いただいてナンバープレートを交付するんですが、税額を支払うのはこのときではなくて、その次の賦課のときになります。

それから、最後の質問が、電動キックボードとして課税しているものが何台あったかという質問ですが、令和5年度、もう既に課税しておるんですが、令和5年度の軽自動車税の課税において、この特定小型原動機付自転車に該当するものが何台あるかは把握

できていません。現状、定格出力が0.6キロワット以下の原動機付自転車で、社名などから電動キックボードと推測されるものは約80台ですが、その最高速度が特定原付に該当する20キロ以下かどうか把握できていないため、特定原付に該当するものが何台あるかというのは把握はできておりません。

同様の理由でミニカー扱いのものはあるかどうかということなのですが、具体的にそれがミニカー扱いになっておるものがあるかどうかということも現時点では把握できておりません。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

最初に、私が懸念をしている、これは公道を走ることができるんですね。ひょっとして私道の部分も電動キックボードで走り出すと、そうなる交通事故等が出るんじゃないかと思imasるので、これは税金の問題ではありませんけれど、やっぱり町としても電動キックボードの取扱いについての何らかの周知を、この法律ができた後やっていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思imas。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第40号 南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例を廃止する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第11、議案第40号 南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第40号 南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例を廃止する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの26ページを御覧ください。

1の廃止の理由は、令和5年4月1日から南知多町漁業集落排水事業に公営企業会計が適用され、南知多町漁業集落排水事業の財源として、南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金の全額を取り崩したため、現行条例を廃止する必要があるからであります。

次に、2の施行期日は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第41号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、議案第41号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第41号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

データの27ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ2億1,256万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,605万6,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正で、地方債の追加をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出のほうから説明をいたします。

33ページを御覧ください。

3の歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費は998万8,000円の増額補正でございます。そのうち、離島振興費は648万8,000円の増額補正でございます。

燃料価格の高騰により経営が圧迫されている海上タクシー事業者に対して支援金を交付するものでございます。

まちづくり推進事業費は350万円の増額補正でございます。

これは、師崎区の事務用機器、祭礼関係備品の購入並びに日間賀島東区区会の地区整備用備品の購入などに対しまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

次に、14目公共交通対策事業費は3,200万8,000円の増額でございます。

これは、海っ子バスの車両購入費用及び令和5年10月の路線再編に係るバス停の整備等に対する費用を計上するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費は81万5,000円の増額補正でございます。

これは、令和4年度中、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付額の確定に伴い、返還金を計上するものでございます。

次に、34ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給

付事業費は5,869万9,000円の増額補正でございます。

これは、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付するものございます。

主な経費といたしまして、システム改修業務委託料246万3,000円及び給付対象の低所得世帯は1,800世帯と見込みまして、給付金5,400万円、家計急変世帯は10世帯と見込みまして30万円を計上するものでございます。

また、職員給与費94万9,000円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当を計上するものでございます。

次に、2項児童福祉費、2目児童運営費は226万2,000円の増額補正及び592万9,000円の財源更正を行うものでございます。

このうち、財源更正は、物価高騰により生じた保護者の経済的負担の軽減を図るため、7月から翌年3月までの9か月間、公立保育所の給食費の無償化を実施するための経費を財源更正するものでございます。

賄材料費は96万7,000円の増額補正で、これは、物価高騰等による賄材料費の増加分について、給食費の値上げなど保護者の負担を増やすことなく、園児の栄養摂取に不足のない給食を提供するために、賄材料費を増額するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は129万5,000円の増額補正で、私立保育園におきましても公立保育所と同様の給食費に対する補助及び賄材料費の補助を行うため増額するものでございます。

次に、8目赤ちゃんにっこり支援金は199万6,000円の増額補正でございます。

これは、食料品等の物価高騰の影響を受けるゼロ歳から2歳までの児童を養育している子育て世帯に向けて児童1人当たり一律1万円の支援金を支給するものでございます。

主な経費といたしまして、通知、振込等の費用に5万6,000円、給付対象者を194人と見込みまして、給付金194万円を計上するものでございます。

次に、35ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は228万5,000円の増額補正及び198万8,000円の財源更正を行うものでございます。

増額補正のうち196万5,000円は、農業経営収入保険に加入した農業者に対して補助金を交付し、農家の負担を軽減することで営農継続と経営の安定を図るものでございます。32万円は、地域計画策定推進緊急対策事業として、地域計画策定に係る職員の時間外勤

務手当を計上するものでございます。

財源更正は、農業者の組織する団体が支払った愛知用水地元管理ポンプ場の利用電気料の補助を行い、農業者の負担を軽減するための経費に対して新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を充当するため、財源更正するものでございます。

次に、4目畜産業費は618万円の増額補正でございます。

飼料価格の高騰によって経営に影響を受けている町内畜産農家に補助金を交付することで、農家の負担を軽減し経営維持を図るものでございます。

次に、3項水産業費、2目水産業振興費は1,000万円の増額補正でございます。

電気料高騰の影響を受けている漁業協同組合が経営する製氷・冷凍施設等の共同利用施設に対し補助金を交付するものでございます。

次に、7款1項商工費、2目商工業振興費は5,380万8,000円の増額補正でございます。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民の支援策として、地域応援クーポン券を発行することにより、町内消費の拡大を図り、併せて各家庭における家計の支援を行うため、1人につき3,000円のクーポン券を全町民を対象に配布するための経費でございます。

次に、35ページ下段から36ページ上段を御覧ください。

4目観光振興費は1,100万円の増額補正でございます。

これは、内海観光センターの整備のための基本設計及び実施設計業務委託に係る経費でございます。

9款1項消防費、4目災害対策費は943万5,000円の増額補正でございます。

そのうち、防災対策事業費は753万5,000円の増額補正で、解体の予定されている旧豊浜中学校の校舎に設置している町防災行政無線中継局を豊浜字南ヶ丘の国営農地開発地内の道路敷地に移設するための経費でございます。

災害対策事業費は190万円の増額補正で、内海山海防災連絡協議会が蓄電池などの防災資機材を購入することに対しまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、675万円の増額補正でございます。

これは、小・中学校が感染症対策等を徹底しながら、円滑に学校教育活動を継続するための経費に対する補助金でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費は122万3,000円の増額補正でございます。

このうち、13節使用料及び賃借料、南知多中学校駐車場用地借地料は12万7,000円の増額補正で、南知多中学校で学校行事等を行う際の駐車場を確保するため、近隣私有地への土地借地料を計上するものでございます。

また、14節工事請負費は109万6,000円の増額補正で、篠島中学校特別支援教室の老朽化で故障している空調機器を取り替えるための経費でございます。

次に、37ページを御覧ください。

4項社会教育費、3目文化財保護費は67万4,000円の増額補正でございます。

これは、旧内田佐平二家住宅のしっくい補修及び梅原邸渡り廊下東壁の補修に要する経費でございます。

次に、5項保健体育費、4目給食施設費は543万7,000円の増額補正及び3,366万6,000円の財源更正を行うものでございます。

このうち、財源更正は、物価高騰により生じた保護者の経済的負担の軽減を図るため、7月から翌年3月までの9か月間、学校給食費の無償化を実施するための経費を財源更正するものでございます。

賄材料費は543万7,000円の増額補正で、これは、物価高騰等による賄材料費の増額分について、給食費の値上げなど保護者負担を増やすことなく、児童・生徒の栄養摂取に不足のない給食を提供するために、賄材料費を増額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、31ページを御覧ください。

2の歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1億1,847万7,000円の増額補正でございます。

これは、町が実施する電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業に対する交付金でございます。

次に、5目教育費国庫補助金は337万5,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました小・中学校の感染症対策等に対する補助金でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は23万7,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました私立保育園の賄材料費高騰に対する補助金でございます。

次に、4目農林水産業費県補助金は30万8,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました地域計画策定推進緊急対策事業に対する補助金でございます。

8目商工費県補助金は2,100万円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました地域応援クーポン券発行事業に対する補助金でございます。

次に、16款2項財産売払収入、2目物品売払収入は24万9,000円の増額補正でございます。

これは、海っ子バスの車両入替えによる旧車両の売払い金でございます。

次に、19款1項1目繰越金は6,960万8,000円の増額補正でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものでございます。

20款諸収入、4項3目雑入のうち、1節総務費雑入は1,400万1,000円の増額補正でございます。

海っ子バスICカード保証金は、小・中学生への運賃補助等のために導入するICカードに対して、発行時に利用者から預かる保証金でございます。

自治総合センターコミュニティ助成金（地域づくり）は、海っ子バス購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、32ページを御覧ください。

自治総合センターコミュニティ助成金（一般コミュニティ）は、師崎区の事務用機器、祭礼関係備品の購入並びに日間賀島東区区会の地区整備用備品の購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

2節民生費雑入は592万9,000円の減額補正で、公立保育所の給食費の無償化を行うことに伴い、保育所主食費徴収金及び副食費徴収金を減額するものでございます。

次に、7節消防費雑入は190万円の増額補正で、内海山海防災連絡協議会が蓄電池などの防災資機材を購入することに対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、8節教育費雑入は3,366万6,000円の減額補正で、学校給食費の無償化を行うことに伴い、小・中学校の学校給食費徴収金を減額するものでございます。

次に、21款1項町債、1目総務債は1,930万円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました海っ子バスの車両購入費用の財源として借入れを行うため、起債限度額を増額するものでございます。

次に、4目消防費は、歳出で御説明しました町防災行政無線中継局の移設費用の財源として借入れを行うため、起債限度額を増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、29ページ、左の表を御覧ください。

第2表、地方債補正の表であります。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債の追加による限度額を増額補正であります。

次に、補正予算給与費明細書の御説明を申し上げます。

それでは、38ページの右の表を御覧ください。

上段の表、ア、会計年度任用職員以外の職員の比較の欄の職員手当を御覧ください。

職員手当126万9,000円の増額でございます。

これは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業並びに地域計画策定に係る職員の時間外勤務手当の増額でございます。

次に、40ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下の段の右側になりますが、令和5年度末現在高見込額は64億3,075万9,000円でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔 休憩 10時37分 〕

〔 再開 10時45分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

補正予算について質疑いたします。

今回の補正予算、他市町に比べると極めて子どもたちのため、そして生活者のためにつくられた補正予算であり、町長をはじめとした役場職員の皆様方に敬意を表します。

特に、給食費の無償化の問題については、ほかの自治体では賄材料費のプラスはしておりますけれど、具体的に南知多町のように、このような3月まで無料にするというような市町は今存在しません。なので、大きな決断で取り組まれたということで、まずもって賛意を表したいと思います。

あわせて、質問したいことがありますので、お願いいたします。

産業振興課関係と成長戦略室関係で質問いたします。

1点目は、35ページですが、畜産振興事業費は、飼料価格応援で、この補助を受けている農業法人や個人は、南知多町として幾つあるのか。もう既にこれは昨年実施していますので、またプラスされていくのか、具体的な今分かっている額と、これから多分増えるだろうという額がもし分かったら教えてください。

それから、2点目です。

農業収入減に対策補助金として、いわゆる農業協同組合の保険に入って、そしてそれを保障しようと、そういう補助がされております。これは大きなリスクに対して保障されるというふうに説明されておりますが、どれぐらいの保険金が出てくるのかということも、もし分かったら教えてください。

それから3点目、地域クーポン券についてです。

この発行予定は、具体的にはいつから始めるのか、それを明確にお答えください。

それから4点目です。

愛知用水の管理補助金として、電気料ですが、農業改良区の知多南部改良区の事務負担をやっておるわけですが、これは結局、産業振興課がその事務を担っておるのか、あと師崎区、豊浜区があるそうですけど、具体的な事務については産業振興課がやっているのかどうか、そこら辺の具体的なことについてお教えてください。

次に、成長戦略室関係についてです。

1点目は、雑入のほうで総務費雑入で自治総合センター助成金として、これは地域づくりの名目になっております。1,000万円が補助されております。よく自治センターのホームページを見てみますと、バリアフリーのバス購入のためと、こういうふうに明確に打ち出されております。なので、この1,000万円の助成は、いわゆるバリアフリーのバスを買うためということによろしいですね。

それから2点目、今回の予算の中でもバスの購入ということで3,177万8,000円、海っ子バスの購入費という形で計上されております。これは、バリアフリーのバスを買うという理解でいいかどうか。

それから3点目、もしバリアフリーでいくバスならば、車椅子以外の対応としてどのようなバリアフリー対策のバスというふうに計画されているのかと、これについてもお答えください。

最後です。

バスの停留所移設が先ほどありましたけど、どこからどこへ、幾つぐらいのバスの移設があるのかということについても教えてください。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの内田議員からの質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、畜産飼料の補助金でございますが、令和4年度の実績は、補助金を受けた経営体は法人2名と個人6名の計8団体でございます。

続きまして、農業収入減少対策で、農業共済の保険金はどのような補償をされるかという点につきましては、保険金は、この制度につきましては基本的に過去5年の平均収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填する制度となっております。例えばですけど、平均収入が1,000万円の場合、その年の収入が700万円だった場合ですけど、9割の900万円が補填ラインですので、900万円引く700万円、その200万円分についての9割、180万円が補填されます。結果、その年の保険金を含めた収入につきましては、700万円プラス180万で880万円となります。

次に、地域クーポン券は具体的にいつから利用できるかの質問につきましては、令和5年10月1日より住民の皆様が利用できるように発送準備を進めさせていただきます。

最後でございますが、愛知用水管理補助金につきましては知多南部土地改良区、そのほかの管理区につきましては、事務は産業振興課が手伝っているのかの件につきましては、知多南部土地改良区、豊浜管理区、師崎管理区が交付申請から実績報告までの事務を行っていただきまして、産業振興課がその都度その書類の審査等を行いまして、補助金を交付しております。以上で答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

内田議員の質問にお答えさせていただきます。

1つ目と2つ目が多分同じ回答になってしまうんですが、自治総合センター助成金の1,000万円を活用したバスの購入で、あと3,178万円の予算の海っ子バスの購入についてですが、こちらのほうはバリアフリー、公共交通関係のガイドライン、国土交通省から出ているそういったガイドラインに沿った路線バスの購入を検討しております。

次に、3つ目の質問で、車椅子対応以外、その他の具体的な仕様ということなんですが、具体的には、こちら先ほどお話ししましたバリアフリーの公共交通関係のガイドラインに沿った仕様となっております、具体的にお話しさせていただきますと、床面の地上面から、例えば65センチ以下とか、あと高齢者や視力が弱い方でもよく見えるように、配席、手すり、押しボタン等を分かりやすい配色としております。

最後に、バス停の移動の箇所数ですが、こちらのほうは3か所のバス停の移動を予定しております。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点、ちょっとお答えいただいているんですけど、センター助成金ですけど、1,000万円が上限だったのか、いや2,000万円ぐらい出るような、そういうような状況はなかったのかということですが。

○議長（石垣菊蔵君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

大変申し訳ございませんでした。

こちらのほう、1,000万円上限ということですので、令和5年度のコミュニティ助成事業の実施要綱において、コミュニティバスの購入については地域づくり助成事業が該当するんですけれども、こちらのほうの上限金額は1,000万円となっております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第42号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、議案第42号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第42号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

データの41ページを御覧ください。

第1条、令和5年度南知多町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入は、第1款水道事業収益で、補正予算額29万7,000円を追加し、7億1,137万

9,000円といたします。

内訳としまして、第1項営業収益で160万円を減額し、5億5,315万7,000円、第2項営業外収益で189万7,000円を追加し、1億5,822万1,000円といたします。

次に、支出は第1款水道事業費用で、補正予算額29万7,000円を追加し、6億9,210万4,000円といたします。

内訳として、第1項営業費用で、同じく補正予定額29万7,000円を追加し、6億5,853万9,000円といたします。

第3条、予算第6条「離島水道対策のため一般会計（南知多町及び西尾市）からこの会計へ補助を受ける金額は、1億91万6,000円である。」を「離島水道対策及び水道料金の減額に要する経費のため一般会計（南知多町及び西尾市）からこの会計へ補助を受ける金額は、1億281万3,000円である。」に改めます。

次に、収益的収入及び支出について事項別明細書により説明申し上げます。

少し飛びまして、データの47ページをお願いいたします。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益160万円の減額は、水道料金で、当町給水区域にある西尾市一色町佐久島の水道使用者に係る経済的な負担を軽減するため、水道料金のうち基本料金及びメーター使用料の4か月分を無料にするものであります。

この軽減につきましては、西尾市が実施する水道準備料金の4か月無料化に併せて実施するものでございます。

2項営業外収益、9目他会計補助金189万7,000円の増額は、無料化に伴う西尾市からの補助金を計上してございます。

次に、支出は、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費29万7,000円の増額は、西尾市一色町佐久島の水道使用者に係る基本料金及びメーター使用料の4か月無料化に伴う総合住民情報システム改修に係る費用を計上しております。

なお、資料としまして、キャッシュ・フローをはじめ、関係書類を添付してございますので、後ほど御覧ください。

以上で、令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第42号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 請願第2号 「唯一の戦争被爆国の政府として核兵器禁止条約へ署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第14、請願第2号 「唯一の戦争被爆国の政府として核兵器禁止条約へ署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第2号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 11時00分]

